

生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表
○生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法（平成 20 年 3 月 21 日農林水産省告示第 419 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
1 適用範囲 この検査方法は、<u>日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）</u>が行う生産情報公表養殖魚の生産行程についての<u>検査方法を規定する。</u> 2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 0416 生産情報公表養殖魚 3 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、JAS 0416による。 4 生産行程についての検査 生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査は、<u>当該認証生産行程管理者等</u>が養殖魚の識別番号ごとに、<u>次によって行わなければならない。</u> a) 当該養殖魚の識別番号ごとの生産行程の管理記録（生産情報についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び<u>保存</u>が適正であることの確認 b)・c) （略） d) 当該生産行程の管理記録が当該<u>認証生産行程管理者等</u>に正確に伝達されていることの確認	<u>（適用の範囲）</u> 第 1 条 この検査方法は、<u>認証生産行程管理者（日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年 法律第 175 号）第 10 条第 2 項又は第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者をいう。次条において同じ。）</u>が行う生産情報公表養殖魚の生産行程についての<u>検査に適用する。</u> （新設） （新設） <u>（生産行程についての検査）</u> 第 2 条 <u>生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成 20 年 3 月 21 日農林水産省告示第 416 号。以下この条において「日本農林規格」という。）第 2 条に規定する生産情報（第 1 号において単に「生産情報」という。）を公表する生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者が養殖魚の日本農林規格第 2 条に規定する識別番号（以下この条において単に「識別番号」という。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。</u> 一 養殖魚の識別番号ごとの生産行程の管理記録（生産情報についての記録をいう。以下この条において同じ。）の作成及び<u>保管</u>が適正であることの確認 二・三 （略） 四 当該生産行程の管理記録が当該<u>認証生産行程管理者</u>に正確に伝達されていることの確認